

## 名古屋市こども誰でも通園制度事業者公募の選定に係る評価基準

内 容		配点	
評価項目	具体的な視点		
<b>1 事業者の現況について</b>			
(1)	事業者の組織体制	教育・保育事業に関して十分な経験があり、事業運営に必要な組織体制が整っていること。現在の事業や一時保育事業、地域子育て支援拠点等との連携や協力体制が計画されていること。	5点
(2)	事業者の運営状況	教育・保育事業について行政から重大な指摘を受けていないこと。また、指摘事項に対して、速やかに改善を行っている又は計画的な改善が予定されていること。	
<b>2 事業者の経理状況及び資金計画について</b>			
(1)	事業者の経理状況	決算及び財務諸表が適切に作成されており、経理状況において、経営に係る懸念事項がないこと。(債務超過や直近3か年の連続した損失計上、公租公課の滞納等)	5点
(2)	本事業に関する見込額	事業に関する見込額が適切に積算され、積算の根拠が明確であり、計画どおりの執行が期待できること。	
<b>3 事業所の設置について</b>			
(1)	物件の状況	建物全体の構造等から事業所設置に適していること。また、駐車場の確保状況及び周辺の交通状況から、保護者の送迎等に関して支障がないこと。	5点
(2)	設置計画	保育室等の面積が十分に確保されていること。各室等の配置が乳児等通園支援事業として運営する上で支障がない計画であること。	
(3)	市内の配置状況	周辺のこども誰でも通園制度の事業者の配置状況や児童数等を勘察し、地域バランスに適した立地であること。	
<b>4 運営について</b>			
(1)	運営に対する考え方	子どもの年齢に応じた具体的な方針や計画が定められており、事業の目的を達成するための工夫がある。 保護者の孤立感、不安感の解消や、育児に関する負担感の軽減につながる提案であること。 保育者として有する専門性を地域の子どもの育ちのために発揮することができる方針・計画であること。	5点
(2)	安全衛生対策	衛生管理・感染症対策、事故防止・安全対策について、具体的な方針・計画があること。 食事提供を行う場合、乳幼児にふさわしい食事の提供やアレルギー児への対応について、具体的な方針・計画があること。	
<b>5 職員について</b>			
(1)	職員の配置及び確保状況	保育者及び一体的運営支援者等について、教育・保育に関して十分な経験があり、乳児等通園支援事業の運営が適切に行えると見込まれること。	5点
(2)	職員の育成及び支援体制	職員に対する、育成方針・研修等の計画、支援体制が具体的に示されていること。併設施設における施設長等が児童福祉に精通しており、保育士等の育成の取組が期待できること。	

## 6 特別な配慮について

(1)	障害のある子ども	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を正しく理解していること。障害のある子どもの受け入れ方針や体制が定められていること。保護者に対して、受け入れに関する説明や情報提供が適切に行われる見込みがあること。	5点
(2)	医療的ケアを必要とする子ども	医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ方針や体制が定められていること。保護者に対して、受け入れに関する説明や情報提供が適切に行われる見込みがあること。	

## 7 費用負担・定員設定について

(1)	費用負担	利用料金やその他料金の設定について、妥当な提案がされているとともに、保護者に対する説明が適切に行えるものであること。	5点
(2)	定員設定	定員のうち、受け入れ年齢ごとの人数の想定が適切であること。定員の内訳を変更する場合の対応方法が適切であること。また、より多くの利用可能枠(1か月360時間上限)を設定していること。	

配点の合計35点

### <最低基準>

・同一項目において、出席委員の評価の配点の平均が2.5点未満となった場合は、失格とする。

### <事業者の選定方法>

- ・実施施設がない区については、各評価委員につき5点の加点を行う。
- ・実施施設が1か所の区については、各評価委員につき3点の加点を行う。
- ・各評価委員の配点の合計に加点を加えたものを、事業者の総合点とする。
- ・総合点が同一の事業者が複数いた場合には、4の評価項目(運営について)の配点の合計の高い者から順に、順位を決定する。その配点も同一の場合は、評価委員が協議をして事業者を選定する。
- ・各区ごとに総合点の高い事業者を1か所選定する。その他の事業者については、募集数の範囲内で、区ごとの設置状況、施設タイプのバランス、総合点等を総合的に勘案し、評価委員が追加の選定を行うものとする。